

区分及び記号			
良	✓	交換	×
分解	○	修理	△
調整	A	清掃	C
締付	T	給油	L

点検整備記録簿

自動車登録番号又は車両番号その他の自動車は車台番号

二輪自動車(定期点検基準の別表第七)

点検の結果及び整備の概要

…1年毎

+ …2年毎

点検箇所		点検項目	点検箇所	点検項目
かじ取り装置	ハンドル	操作具合	動力伝達装置	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト
	フロントフォーク	損傷 ステアリング・ステムの取付状態 ステアリング・ステム軸受部のがた		チェーン及びスプロケット
制動装置	ブレーキ・ペダル及びブレーキレバー	遊び ブレーキの効き具合	ドライブベルト	●摩耗及び損傷
	ロッド及びケーブル類	緩み、がた及び損傷	電気装置	●点火プラグの状態 (白金又はイリジウム・プラグの場合、 行わないことができる) 点火時期
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	バッテリー	ターミナル部の接続状態 (緩み、腐食)
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	液漏れ 機能、摩耗及び損傷	電気配線	接続部の緩み及び損傷
装置	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	●ドラムとライニングとのすき間 ●シューの摺動部分及びライニングの摩耗 ドラムの摩耗及び損傷	本体	●エア・クリーナ・エレメントの状態 低速及び加速の状態 排気の状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	●ディスクとパッドとのすき間 ●パッドの摩耗 ディスクの摩耗及び損傷	潤滑装置	油漏れ 燃料漏れ
走行装置	ホイール	●タイヤの状態(空気圧、亀裂、損傷、異状な摩耗、溝の深さ) ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み ●フロント・ホイール・ベアリングのがた ●リア・ホイール・ベアリングのがた	燃料装置	リンク機構の状態 スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの作動
			冷却装置	水漏れ
			ブローバイ・ガス還元装置	配管の損傷 配管等の損傷
			燃料蒸発ガス排出抑制装置	チャコール・キャニスターの詰まり及び損傷 チェック・バルブの損傷
暖衝装置	サスペンション・アーム	連結部のがた及びアームの損傷	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能 配管の損傷及び取付状態
動力伝達装置	クラッチ	クラッチ・レバーの遊び 作用	エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷 マフラの機能
	トランスミッション	●油漏れ及び油量	その他	緩み及び損傷 シャシ各部の給油脂状態

その他日常点検すべき事項

- 制動装置 (ブレーキペダルの踏みしろ)
- 灯火装置 (汚れ、損傷)

交換部品等

- (注) ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあっては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。
- ② ●印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
- ③ ●印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

CO、HC濃度 (アイドリング時)	CO	%	タイヤ溝の深さ (0.8mm以上)	前輪	左	mm	右	mm	点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所	点検又は、分解整備時の総走行距離	km
				後輪	左	mm	右	mm			
HC	ppm		ブレーキ・パッド、ライニングの厚さ	前輪	左	mm	右	mm	点検年月日	年月日	
				後輪	左	mm	右	mm			
										整備完了年月日	年月日

(注) この点検整備記録簿の保存期間は、記載の日から1年間です。